

陽性者登録センターに関するQA（県ホームページ掲載版）

R4. 9. 1

番号	質問	回答
1-1	検査結果の報告方法が分かりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査結果が「陽性」だった場合は、「茨城県陽性者情報登録センター」により陽性結果の登録をお願いいたします。検査キットとともにお送りした同封書類に掲載するQRコードからアクセスしてください。</li> <li>・ 検査結果が「陰性」だった場合は、検査結果のご報告は不要です。 なお、陰性証明は発行いたしませんので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>
1-2	検査結果が陽性だった場合、新型コロナウイルス感染症の感染者ということになりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査キットでの結果自体は確定診断にはなりません。検査結果が「陽性」となった場合は、「茨城県陽性者情報登録センター」に登録してください。同センターに常駐する医師の確認により感染者となります。</li> <li>・ なお、陽性者情報登録センターでは発生届は作成いたしません。</li> </ul>
1-3	陽性結果の登録の際、本人確認書類は何を用意すればいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、生年月日、住所が同時に記載されている公的書類のご用意をお願いいたします。 具体的には、運転免許証・健康保険証・パスポート・身体障がい者手帳等が挙げられます。</li> </ul>
1-4	陽性結果の登録後、どのようにしたらいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本、自宅療養をお願いいたします。</li> <li>・ 「茨城県陽性者情報登録センター」や「茨城県」から、療養上の留意点等をメールやショートメッセージ等でお送りします。県のホームページもご確認ください。 (県ホームページURL : <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/idwr/influ_taisaku/jitakuryouyou.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/idwr/influ_taisaku/jitakuryouyou.html</a>)</li> <li>・ 自宅療養中に症状が重くなった際は、お近くの診療・検査医療機関を受診ください。</li> </ul>
1-5	薬の処方はしてくれますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「茨城県陽性者情報登録センター」では薬の処方は行いません。 発熱した場合には、市販の解熱剤等をご活用ください。 のどの痛み、せきなどの症状についても、市販薬で症状を和らげることができる場合があります。なお、症状が重い場合や症状が長く続いている場合には、お近くの診療・検</li> </ul>

		<p>査医療機関にご相談ください。</p>
1-6	<p>陽性結果登録後、症状が悪化したり、症状が長く続くため、医療機関を受診する際の医療費はどうなりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状が悪化した場合には、まずは診療・検査医療機関にご相談ください。</li> <li>・診療・検査医療機関を受診する際に、陽性者登録が完了していることが分かるもの*をご提示いただければ、医療費は公費負担扱いとなります。</li> <li>※「茨城県陽性者情報登録センター」から届く陽性者登録完了メール（メール画面の写真でも可）</li> </ul>
1-7	<p>登録センターで登録後、病院に行って診察を受ける際の注意点は。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者情報登録センターで登録済の方が、医療機関でも陽性者と確定診断され、二重登録とならないよう、「県陽性者情報登録センターで既に陽性者として登録されている」旨、医療機関受診の際にお申し出ください。</li> </ul>
1-8	<p>薬局等での無料検査や、薬局で購入した検査キットを使用するなど、今回、茨城県が配布する検査キット以外での自己検査であっても、「茨城県陽性者情報登録センター」を利用（登録）できますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用できます。重症化リスクの低い軽度の有症状者等が、ご自身で陽性登録いただくことで、地域の医療機関の負担軽減に繋がりますので、同センターをご利用ください。</li> <li>・ただし、使用する抗原検査キットは、国が承認した新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（詳細は厚生労働省ホームページ参照）に限ります。</li> <li>・薬局で購入した検査キットにより陽性となった方は、登録の際、「(陽性判定の検査結果が確認できる)抗原検査キット」の写真が必要となります。</li> <li>・薬局での無料検査など検査キットが手元に残らない方法で陽性となった方は、薬局で発行される「検査結果通知書」（原本のほか写真、PDF データでも可）が登録の際に必要となります。</li> <li>・ただし、次の①～④の条件に該当する方（①65歳以上、②基礎疾患を有する、③妊娠している（妊娠の可能性がある）、④症状が続いている（概ね4日間）、症状の重い方は本制度をご利用できませんので、その場合は診療・検査医療機関を受診してください。</li> </ul>
1-9	<p>近く、抗原検査キットがインターネット開始されると聞かすが、そこで購入した検査キットでの陽性の場合も登録可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら調達した抗原検査キット（一般用又は医療用として薬事承認されたもの）で自己検査した結果、陽性となった場合にはセンターへの登録が可能です。</li> </ul>
1-10	<p>高齢者が登録センターを利用できないのはなぜか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関がひっ迫しないよう、軽症の方や重症化リスクの低い方は医療機関へ受診いただくのではなく、陽性者情報登録センターの活用をお願いしております。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方、65歳以上の方は、センターの登録対象外としておりますが、これは真に医療機関へ受診いただきたい方がスムーズに診察いただけるよう、センターと医療機関の利用対象を区別させていただいております。</li> </ul>
1-11	何日前の検査結果までセンター登録が可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター登録は3日前までの陽性結果を対象といたします。</li> <li>・4日前以前の検査結果につきましては、改めて検査いただきますようお願いいたします。</li> </ul>
1-12	陰性結果だった場合、陰性証明書の発行はできますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陰性証明書の発行はできません。</li> </ul>